

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 耐火金庫購入等(オープンカウンター方式)
- 2 業 務 場 所 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所
- 3 納 期 令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ見積書を提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県又は佐賀県に本・支店又は営業所がある者で、一般競争（指名競争）有資格業者のうち、物品製造等（物品等の製造又は販売）の業種区分「事務用品・事務機器・家具」の認定を受けている者。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。
 - 2) 提出方法 F A X (又は電子メール)による。(※F A X 番号等は、4) に記載された番号)なお、F A X (又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 提出期限 令 和 7 年 9 月 11 日 11:00 まで
 - 4) 宛 先 独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 経理課 猿渡・赤松
FAX 0 9 4 2 - 2 6 - 1 5 2 5
電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質問書 令 和 7 年 9 月 3 日 1 6 : 0 0 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日 1 2 : 0 0 までに H P に掲載します。
 - 6) 見積回数 2 回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令 和 7 年 9 月 12 日 11:00 までとします。

7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

5 そ の 他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 請負代金の支払いについては、履行完了後（納品確認後）の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

耐火金庫購入等
仕様書

令和7年8月
独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

- 1 件名 耐火金庫購入等
- 2 数量 1 台
- 3 納入（設置） 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2
場所 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 2 階 総務課執務室
※ エレベーターはないので、クレーン作業を必要とする場合はその費用もすべて見積時の内訳に含めること。
- 4 業務期間 令和7年10月31日（金）まで
- 5 規格・品質 耐火金庫（参考品：日本アイエスケイ KC-53-2E）
 - 1）外寸法 W636×D656×H1,396（mm）程度
 - 2）内寸法 W480×D420×H1,168（mm）程度
 - 3）引出し内寸法 W452×D328×H89（mm）程度
 - 4）重量 300（kg）程度
 - 5）内容量 236（ℓ）程度
 - 6）錠方式 テンキー方式
 - 7）耐火性能 J I S 規格「標準加熱試験 S1037」による性能が2時間以上であること
 - 8）付属品 棚板×2枚、鍵付き引出し1個
 - 9）数 量 1 台
 - 10）金庫の下にコンクリートパネルを敷く。W640×D300×T12（mm）程度
 - 11）同等品の見積も可能であるが、同等品に該当するか事前に電子メール等で問い合わせする事
- 6 その他
 - 1）設置予定箇所には既に耐火金庫が置かれていることから撤去することとする。見積書には、その搬出及び搬入に係るすべての費用を記載し、金庫及びコンクリートパネルを含む設置費用及び撤去費用の内訳を記載すること。
※撤去する耐火金庫
 - ① キング工業（株）製金庫 KC507-2DKSA 1 台
(W630*D680*H1,000)

② UCHIDA 製金庫 MS-10F

1 台

(W490*D410*H370)

* 当該撤去後の金庫の取扱いに関しては受注者が責任をもって対処すること。

2) 金庫搬出及び搬入にあたっては、納入先の担当者の指示に従い必要な措置を適切に行い設置すること。

また、養生を行うこととし、既存の施設及び備品等を損傷させることのないよう十分に注意すること。

3) 設置完了後には、納入先の担当者に対し操作説明を実施すること。

説明内容及び説明資料は、すべて受注者が準備すること。

4) 受注者は検収後、1 年以内において購入金庫の設計・材料・製造・設置方法に起因する不具合が発生したときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用も受注者が負うものとする。ただし、メーカーが別に定めた保証期間が1 年を超える場合にはそれを適用すること。

5) 契約締結後、納入業者は納入日等の詳細を担当者と調整すること。

6) 仕様書に定めがない事項については、担当者の指示を受けこれに従うこと。

7) 受注者は当該撤去の対象物品を受領した際に、機構に受領書（別紙—1）を提出するものとする。

以上

(別紙－１)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 財産管理職
筑後川下流総合管理所長 殿

住 所：
名 称：
代表者：

物 品 受 領 書

貴法人からの依頼に基づき、下記物品を当社が引き取りました。

記

受領物品：	耐火金庫	キング工業	KC507-2DKSA	1 台
	耐火金庫	UCHIDA	MS-10F	1 台
				以上

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱われます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、「見積依頼書等の交付受領書」くじ用数値の欄に記載してください。

記載例)

くじ用数値			※数字は、明確に記載してください。
1	2	3	

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月29日 に交付された耐火金庫購入等の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

FAX 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。